

議員提出議案第29号

さいたま市みんなで支える自治会等基本条例の制定について  
さいたま市みんなで支える自治会等基本条例を次のように定める。

平成23年12月6日提出

提出者	さいたま市議会議員	関根信明
	同	青羽健仁
	同	萩原章弘
	同	福島正道
賛成者	さいたま市議会議員	土橋貞夫
	同	霜田紀子
	同	野口吉明
	同	鶴崎敏康
	同	新藤信夫
	同	渋谷佳孝
	同	島崎豊
	同	帆足和之
	同	加藤得二
	同	武笠光明
	同	井上洋平
	同	江原大輔

さいたま市みんなで支える自治会等基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地域社会において自治会等が重要な役割を担っていることに鑑み、地域社会の活性化の推進に関し、基本理念を定め、市等の責務並びに地域住民、自治会等及び事業者の役割を明らかにすることにより、地域社会の活性化に関する施策を推進し、もって地域社会の健全な発展及び活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

るによる。

地域社会 市の区域内における住民相互の密接な関係を基礎とする社会をいう。

自治会等活動 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をいう。

自治会等 地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。

ア 自治会等活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。

イ 自治会、町内会その他の地域社会の住民（以下「地域住民」という。）が組織するもの（地域住民が組織する複数の団体により構成されるものを含む。）であること。

ウ 多くの地域住民に支持されているものであること。

（基本理念）

第3条 地域社会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域における密接な関係を強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な自治会等活動が行われるようにすること。

自治会等、事業者、自治会等活動に関わる市民活動団体（さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年さいたま市条例第19号）第2条第3号に規定する市民活動団体のうち自治会等を除いたものをいう。）、大学及び研究機関その他の団体並びに市が相互に連携して取り組むこと。

自治会等が、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域社会の中心となって自治会等活動に取り組むことが重要であることを旨とすること。

（市等の責務）

第4条 市は、自治会等が自主的に組織されたものであることに鑑み、市が依頼した業務の負担が過度にならないようにしなければならない。

2 市は、地域社会の活性化の推進に共に取り組む組織である自治会等の意見を尊重しなければならない。

3 市は、地域住民が自治会等に主体的に加入し、及び自治会等を設立することを促

進するために必要な支援を行わなければならない。

4 市は、地域社会の活性化の推進に当たり、地域住民、自治会等及び事業者と連携し、及び協働して取り組まなければならない。

5 市の職員は、地域社会の重要性を理解し、地域社会の活性化の推進を図る視点に立ち、自治会等と対等の立場において相互に協力しながらその職務の遂行に当たらなければならない。

（地域住民の役割）

第5条 地域住民は、地域社会の重要性を認識し、自治会等活動に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 地域住民は、自治会等への多くの地域住民の主体的な加入が地域社会の活性化の推進を図るために重要であることに鑑み、地域住民相互の交流及び協働に努めるものとする。

（自治会等の役割）

第6条 自治会等は、第3条の基本理念にのっとり、自治会等活動が、地域住民及び事業者にとって積極的に参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を通じて地域社会の一員であることを認識し、その事業所が存する地域において行われる自治会等活動に協力するよう努めるものとする。

2 住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介をする事業者は、当該住宅の存する地域における自治会等活動に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域社会の活性化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（災害発生時その他の緊急時における協力及び連携）

第8条 市は、災害発生時その他の緊急時において地域社会の果たすべき役割が重要であることに鑑み、市、地域住民、自治会等及び事業者が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備に努めなければならない。

（地域社会の活性化の推進に関する情報の提供等）

第9条 市は、自治会等活動に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な支援を講じなければならない。

（地域社会の活性化の推進に関する理解等を深めるための措置）

第10条 市は、地域住民、市に転入しようとする者及び事業者が、地域社会の活性化の推進に関する理解と関心を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を積極的に講じなければならない。

（意見交換の場の設置）

第11条 市は、自治会等活動の活性化の推進に関する事項について、自治会等と定期的な意見交換を行うための機会を設けなければならない。

（財政上の措置）

第12条 市は、自治会等の振興その他地域社会の活性化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（表彰）

第13条 市長は、地域社会の活性化の推進に著しい功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。